

## ■副食費の補助対象者

★年収360万円未満相当世帯（市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯）の全てのお子さん

＜対象となる世帯所得の判定について＞

原則として児童と世帯・生計を同じくしている父母の市町村民税所得割額等の合計により行います。

令和元年10月分～令和2年9月分 ⇒ 令和元年度（平成30年分収入）の市町村民税所得割額

令和2年10月分～令和3年9月分 ⇒ 令和2年度（令和元年分収入）の市町村民税所得割額

（市町村民税所得割額の確認方法については、別紙「世帯所得の判定に用いる市町村民税額等の見方」を参考にしてください。）

★年少から小学校3年生までの範囲にきょうだいが2人以上いる場合の、3子目以降のお子さん

その年度の4月1日現在の年齢で判定を行います。小学校3年生修了前の最長子を第1子としてカウントします。

（例1）

（例2）



小2  
第1子

年長  
第2子

年少  
第3子

小5  
（カウント  
しない）

小3  
第1子

小1  
第2子

年中  
第3子

※上記の条件を確認いただき、明らかにこの条件等に該当しない場合は、補助申請は不要です。

※条件に該当するかわからない場合は、税額がわかるもの（税額決定通知、所得課税証明書等）をお持ちの上、岐南町健康推進課窓口までお問い合わせください。